

世界 税制事情

中国

新日本
アイ
ン
ス
ト
ア
ン
ド
ヤ
ン
グ
税
理
士
法
人
齋
藤
正
浩

中国税制の概要

中国では、1991年以来適用されてきた外国投資企業・外国企業所得税法に代えて、2008年より、外資、内資企業に共通して適用する企業所得税法が施行され、それまでの外資企業のみ認められる優遇制度が原則廃止されました。この企業所得税法の中では、新たに優遇制度、移転価格の文書化義務、組織再編税制などが規定され、納税者企業の関心を集めています。間接税である増値税、営業税についても2009年から改正条例が施行されています。税金の徴収にあたっては、国家税務総局の下に位置する地方の国家税務局と、地方税務局によって税目ごとに分担されており、外資系企業の企業所得税は国家税務局が担当しています。2009年の税収の総額63,104億人民元の主な内訳は、国内増値税が30%、企業所得税19%、営業税14%、輸入増値税・消費税12%、国内消費税8%、個人所得税6%となっています。

企業所得税

1 納税義務者及び税率

企業所得税の納税義務者は、居住者企業と非居住者企業に区分されます。居住者企業は全世界所得に対して課税され、非居住者企業は中国国内に恒久的施設（P E）を有する場合、P Eに関連して国内外で生じた所得に対して課税され、P Eを有しない場合又は有しているが稼得した所得がP Eに関連しない場合は、中国国内源泉所得に対してのみ、企業所得税が課税されます。企業所得税の税率は25%です。

なお、日中租税条約の第7条では、事業所得については帰属主義に沿った定めにより中国国内にP Eを有しない限り課税されること

はありませんが、非居住者企業が租税条約の適用を受けるためには税務局の承認が必要です。注意を要します。

一方、非居住者企業が、現地企業から利益配当を得る場合は、国内法の規定により源泉税率10%にと規定されていますので、租税条約の限度税率10%との差異はありません。

2 優遇制度

国家が奨励する特定の産業・事業・製品に着目した優遇制度が設けられています。奨励される産業・事業・製品には、ハイテク産業、環境保護、農林水産畜産業、リサイクル事業、インフラ整備、省エネ・節水・安全設備開発、ソフトウェア開発などが挙げられ、一定の要件を満たした企業について、タックスホリデー、軽減税率、追加所得控除、税額控除といった方法で税負担の軽減が図られています。

3 組織再編税制

企業による持分買収、資産買収、合併、分割といった組織再編取引に関する税務上の取扱い、課税繰延べとなる再編取引の要件等が規定されています。

4 移転価格税制

2008年度から、移転価格説明文書の作成・保管が義務化されており、企業は、税務局に要求された日から20日以内にこれを提出しなければなりません。ただし、年度中に発生した関連者との有形資産売買取引の金額が2億人民元以下で、かつ、その他の関連者間取引（役務提供売上等）の金額が4,000万人民元以下である場合など、文書準備義務の免除規定があります。

なお、関連者とは、一方が直接又は間接に他方の持分の25%以上を保有する者又は同一の第三者に25%以上の持分を直接又は間接に保有される者が含まれ、外国企業、非居住個人に限られません。

5 課税期間、申告期限

納税年度は1月1日から12月31日までと規定されています。年度税務申告書の提出期限は、年度終了の日から5か月以内で、併せて納税を完了しなければなりません。年度申告書の提出にあたって監査報告書の添付が必要です。

個人所得税

1 納税義務及び税率

中国に住所を有する個人又は住所を有さないが中国国内に満1年以上居住している個人は、全世界所得に対して個人所得税が課税されます。また、中国国内に住所を有さず、居住していない個人又は住所を有さないが国内に居住して1年に満たない個人については、中国国内源泉所得に対してのみ課税されます。ここでいう「住所を有する」とは、戸籍、家庭、経済利益の関係で中国国内に習慣的に居住する個人をいい、一般的な日本人駐在員は、住所を有さない個人として取り扱われています。また、「満1年以上の居住」は、納税年度（1月1日から12月31日まで）のうち、臨時的な出国（連続30日以内、合計90日以内）の日数を含め、365日間国内に居住することを指します。中国に住所を有さず、満1年以上居住する個人は、居住期間が5年以下である場合は、国外源泉所得について、税務局の承認を得て、中国国内の企業や個人から支払われる部分についてのみ、課税対象とすることができます。

したがって、日本から赴任した駐在員は、通常、初年度は国内源泉所得のみの課税、満1年以上の居住となる年度から居住期間5年となるまでの期間については、国内源泉所得と、国内企業が支払う国外源泉所得が課税対象となり、居住期間が5年を超える期間については、全世界所得に課税されます。

個人所得税の税率は、給与・賃金所得の場合、5%から45%の超過累進税率が適用されます。

2 短期滞在者免税

中国個人所得税実施条例において、日中租税条約の規定に準じた短期滞在者に対する免税が規定されていますが、日数要件は年間90日とされています。日中租税条約の規定による年間183日での適用を受ける場合は税務局への届出・承認が必要です。

3 課税期間、申告期限

源泉徴収義務者は、給与・賃金所得について、月毎に税額を計算し、翌月の7日までに税務局へ納税申告書を提出し、併せて納税しなければなりません。また、給与・賃金所得に限らず、年間所得が12万元以上である納税義務者は、年度終了後3箇月以内に税務局へ年間の所得と納税額について集計額を申告しなければなりません。

増 値 税

1 納税義務及び税率

中国国内での物品販売、加工、修理組立の労務提供又は物品の輸入を行う事業者や個人は増値税の納税義務者となります。税率は17%ですが、穀類などの農産物、水道、ガスなどのインフラ製品、書籍類、農業用資材等については、13%とされ、また、輸出には0%税率が適用されます。小規模納税者に対する簡易課税制度による場合は、課税売上高に徴収率3%を適用して納税額を算出します。

2 仕入税額控除

一般の納税者の税額は、課税期間の売上に係る増値税額（以下「売上税額」）から、同期間の仕入に係る増値税額（以下「仕入税

額」）を控除して計算します。ただし、課税対象外売上、免税売上、集団福利又は個人消費のため等の仕入税額は、控除することできません。控除しきれない仕入税額は、翌期間以降に繰越し控除することができます。

なお、2009年1月から施行された改正増値税暫定条例により、それまで認められなかった固定資産の購入により生じた仕入税額の控除が認められることになりました。

3 増値税の輸出還付率

0%税率が適用される輸出については仕入税額の還付が認められていますが、政策として輸出品目毎に還付率が定められ、仕入税額が全額還付されない場合が生じます。このため輸出にあたって追加コストが生じることになるため、輸出の促進又は抑制の調整弁となっています。2008年の金融危機以降、経済活性化のために、還付率は引き上げられる傾向にあります。

4 課税期間、申告期限

増値税の納税は、毎日、3日毎、5日毎、10日毎、15日毎、月毎、四半期毎から選択しますが、一般的には月毎の課税期間とし、翌月15日以内に申告納税を行います。

営 業 税

中国国内において役務提供、無形資産の譲渡又は不動産の販売を行う事業者及び個人は、その取引について営業税が課税されます。この「中国国内において」の定義には、課税される役務を提供又は享受する事業者や個人が中国国内に所在する場合が含まれます。税率は業種別、取引別に定められ、交通運輸、建設、郵便・通信、文化・スポーツの各業種では3%、金融保険、サービス業5%、娯楽・レジャー業5%～20%、無形資産譲渡、不動産販売取引については、5%とされています。

税 務 調 査

2009年度の国家・地方税務局による税務調査に伴う税収入額は、これまでの最高額の約1,193億人民元となり、これは2006年から2008年の3年間の税務調査による税収入額の合計額を上回っています。

このうち、重点税源企業に対する調査に含まれる63件の大型企業グループに対する自己調査（税務局の要請により納税者が自ら修正事項を調査し報告するもの）及び税務局による税務調査により、約230億人民元の税収入が生じたと報告されています。また、調査対象とされた企業の約91%から問題が発見されており、これも過去最高の水準であると報告されています。

国家税務総局は、2010年の目標として、税務調査の質的効率の向上、重点税源企業に対する自己調査・税務局による調査の促進、増値税の違法税額還付事案の取締りを挙げています。また、2010年度の必須調査対象業種として、

- ① 医薬品卸売及び小売業
- ② 不動産及び建設据付業
- ③ 交通運輸業

を挙げ、必須ではないが調査対象とすべき業種として、営利性の医療・教育企業、年間所得12万元以上の個人所得税年度申告者及び各地域税務局において税務調査が必要と判断する事業が挙げられています。

今後も中国を消費地と捉えて日本からの活発な投資が行われると予想されます。最近の2年間で税制に関する制度改正が頻繁に行われていますので、中国への投資に際しては、最新の規定及びその執行状況を確認し判断することが重要となります。

また、例えば、租税条約上の恩典の適用を受けるための申請・届出が行われていなかったことで、不要な税金費用が生じることのないよう、租税条約の手続きについても注意が必要となります。

【執筆者紹介】

斎 藤 正 浩（さいとう まさひろ）

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
国際税務部 中国タックス・デスク

2006年から2009年まで、アーンスト・アンド・ヤング 上海事務所 税務部門において日系企業の税務サポートを勤める。税理士

----- * ----- * -----